

独立行政法人建築研究所契約監視委員会（第5回）の審議概要

1. 開催日及び場所

平成26年2月5日 航空会館 6階 603会議室

2. 出席委員

松井委員長 日本大学 教授 生産工学部長
高木委員 弁護士
小場瀬委員 公益財団法人練馬環境まちづくり公社
練馬まちづくりセンター所長
持舘委員 独立行政法人建築研究所 監事
小松委員 独立行政法人建築研究所 監事

3. 概要

(1) 委員長の選任

独立行政法人建築研究所契約監視委員会設置運営要領（以下、「設置運営要領」という。）第2条第3項の規定により松井委員が委員長に選任された。

(2) 委員長代行の指名

設置運営要領第2条第4項の規定により持舘委員が委員長代行に指名された。

(3) 随意契約等見直し計画の実施状況について

平成22年6月に建築研究所が策定・公表した「随意契約等見直し計画」の達成に向けた取り組みについては適切に実施していると確認できる。

(4) 建築研究所の契約の点検、見直しについて

①平成25年度分の競争性のない随意契約について

審議の結果、これらの契約は、真に合理的かつ理論的な理由で競争性のない随意契約となったもので、やむを得ないと判断できる。

②平成24、25年度分の一者応札、一者応募について

「随意契約等見直し計画」を策定・公表し、その達成に向けた取り組みを実施しているところであるが、今回の契約監視委員会における審議を踏まえ、今後特に「一者応札・一者応募」については、以下の点について検討を行い、さらなる改善に努めること。

- ・試験研究機器に係る保守・点検の一者応札・一者応募の落札率が高いことについて

落札率が高止まりしないための対策や契約金額の妥当性をどのように担保するのか、検討すること。

(5) その他

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」にお

ける調達合理化について、事務局から説明が行われた。

これについて契約監視委員会としては、一般競争入札等を原則としつつも、研究業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等に明確化することに対して、チェックを行うと考えられることを表明した。

また、独立行政法人建築研究所においては、関係機関と協力のうえ公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施できるよう取り組みが行われるようお願いした。